〔消費者法判例研究〕

高齢者に対する次々販売について消費者契約法4条4項の 過量販売に該当するとして取消しが認められた事例

- 東京地判令和2年6月30日(2020WLJPCA06308002)-

泉 日出男

1. 事案の概要

本件の原告(以下「X」と略称)は平成30年9月6日に保佐開始の審判が確定した昭和17年生まれの女性である。同審判により、保佐人として、Xの弟であるC(以下「C」と略称)及び弁護士であるA(以下「X代理人」と略称)が選任された。本件の被告(以下「Y」と略称)は宝石、貴金属、毛皮の小売業、健康食品の販売等を目的とする株式会社である。

Xは、高校卒業後に銀行に就職し、自宅(以下「本件自宅」と略称)を購入し、平成15年に勤務先を定年退職した。Xは、退職時には退職金を受け取り、本件で問題とされた取引が行われた平成26年5月23日から平成30年2月16日当時には本件自宅の住宅ローンの支払を終えていた。平成26年当時、Xには厚生年金と企業年金の年金収入が合計で約500万円あり、同居していた母親(大正7年生まれ、Xとの同居は令和元年3月25日まで続いた)も年金を受給していた。なお平成30年8月当時、Xは約3000万円の預貯金を有していた。Xは母親と二人で暮らしていたが、CほかXの弟も定期的にXの元に通っていた。平成27年頃から、本件自宅は荷物で山積みとなり散らかっている状態となったことから、Xは、家族の勧めにより、平成28年10月5日にE脳神経外科病院の物忘れ外来を受診した。初診の際の診察場面では、Xの話がう遠であり、取り繕いが認められ、MMSE(Mini-Mental State Examination。以下「MMSE」と略称)」の結果は29/30であった(23点以下を認知症の疑いとするカットオフ値が使

¹⁾ 国際的にも広く使用されている簡易認知機能検査であり、①時間の見当識、②場所の見当識、③即時記憶、④計算もしくは逆唱、⑤遅延再生、⑥物品呼称、⑦文の復唱、⑧口頭指示、⑨書字指示、⑩自発書字、⑪図式模写の11項目を評価する(中島健二・下濱俊・冨本秀和・三村將・新井哲明編『認知症ハンドドック(第2版)』(2020年・医学書院)534頁参照)。

われているとされ、また、23点以下ならば軽度アルツハイマー病、24点以上27点以下ならばアルツハイマー病による健忘型軽度認知障害、28点以上ならば健常者として暫定的な弁別をするのが妥当であるとされている)が、左側脳室下角の開大(VSRAD VOI 内萎縮度2.48〔なお、 $2\sim3$ は、関心領域内の萎縮がかなりみられるとされている〕)が認められ、脳血流 SPECT では後部帯状回、頭頂葉領域の血流低下が認められた。同年11月16日、Xは「アルツハイマー型認知症」との診断を受けた。

平成28年12月14日及び平成29年11月15日、E脳神経外科病院の医師は、Xについて、認知症の中核症状として、短期記憶に問題がある、日常の意思決定を行うための認知能力として「見守りが必要」、自分の意思の伝達能力について「伝えられる」とし、認知症高齢者の日常生活自立度において「ランク I」(何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会内にほぼ自立している)と判定をした。

平成30年8月1日、Xは、F大学成人医学センターの医師により、「Fルツハイマー型認知症」との診断を受けた。判断能力判定についての意見は、自己の財産を管理・処分するには常に援助が必要である(保佐相当)とされ、その根拠としては、見当識について障害がみられるときが多い、他人との意思疎通についてできないときもある、社会的手続や公共施設の利用についてできないときが多い、記憶力について問題が顕著、脳の萎縮または損傷について著しい、長谷川式認知症スケール 2)について24点(一般に20点以下を認知症の疑いとするとされている)、MMSE について27点(いずれも同年7月4日実施)であった。

Xは、Yの営業するサロンにたびたび訪れており、そこで販売されている宝飾品を購入するようになった。Xは、購入に当たっては、店長のD(以下「D店長」と略称)から勧誘を受けていた。Xの取引履歴は、別紙取引一覧表(ただし、番号7、13、18、20、22及び27記載の取引についてはその有無に争いがある)のとおりであり、平成26年5月23日から平成30年2月16日まで上記争いのあるものを除き合計32回、支払金額にして合計4840万4813円の取引(以下、別紙取引一覧表記載の取引を総称して「本件取引」と略称)が行われている。なおXは、本件取引においてクレジットカードや信販での支払とされているものについて、支払を遅滞したことはなかった。平成30年3月か4月頃、CはXがYから多数の宝飾品を購入していることを知り、Yを訪れ、Xが来店しても商品を販売しないでほしい旨申し入れた。また、同年7月上旬、CはYにXが購入した宝飾品の買取りを求めたが、Yは一部の商品につき販売価格の30%での買取りを提示した。

^{2) 1974}年に長谷川和夫教授が開発した簡易認知機能検査であり、1991年に改訂されている。①年齢、②時間の見当識、③場所の見当識、④即時記憶、⑤計算、⑥数字逆唱、⑦遅延再生、⑧物品視覚記銘、⑨語想起の9項目を評価する(中島健二ほか編・前掲計(1)・534頁参照)。

平成30年10月15日、Xは、Yが判断能力が低下し年金収入しかないXに過量の宝飾品を平成26年から平成30年まで長期間にわたり販売したとして取引全体が公序良俗に反し無効であり、また、同販売が不法行為を構成する旨、また、Yの店長がXに対して後で高額で現金化できる旨述べたことからXが購入に至ったとして錯誤により無効である旨、消費者契約法4条1項1号、2号、同条2項により取り消した旨主張し、不当利得返還請求権及び不法行為による損害賠償請求権に基づき5469万0813円及び遅延損害金の支払を求め、これと選択的に、別紙一覧表12の取引については特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」と略称)9条によりクーリングオフをした旨主張して、不当利得返還請求権に基づき129万6000円及び遅延損害金の支払を求め、また、平成28年法律第61号による改正後の消費者契約法4条4項により、同法の施行後の取引について取り消した旨主張して、不当利得返還請求権に基づき、175万7672円及び遅延損害金の支払を求めて本件訴訟を提起した。

2. 争 点

本件の争点は、①別紙取引一覧表記載7、13、18、20、22及び27の売買契約が成立したか否か(争点①)、②本件取引が公序良俗違反により無効となるか、不法行為が成立するか否か(争点②)、③本件取引のうち平成29年6月3日以降の売買契約が消費者契約法4条4項に基づき取り消されるか否か(争点③)、④本件取引が錯誤により無効か否か(争点④)、⑤本件取引は消費者契約法4条1項1号2号、同条2項に基づき取り消されるか否か(争点⑤)、⑥クーリングオフができるか否か(争点⑥)である。このように本件の争点は多岐にわたっているため、本稿においては、過量販売に係る争点である争点②および争点③に焦点を絞り検討する。

なおその他の争点の結論について述べておく。まず争点①について、いずれも契約書があるから契約書どおりの売買契約が締結されていたと認められるが、別紙取引一覧表7、13、18、20の売買契約はXが取り消したことが認められ、22の売買契約は無償での契約に変更されたことが認められ、27の売買契約は26に支払方法が変更されたことが認められるとした。争点④について、Xは購入に当たって、D店長から「高くても良いものを買っておけば、後で高く現金化できる」と繰り返し明言された結果、「将来現金が必要になった時にはD店長のところに持っていけば現金化してもらえるので大丈夫」と認識した上で本件取引を行ったため本件取引は錯誤により無効である旨主張したが、「上記の発言の事実を裏付ける客観的な証拠はない」として錯誤無効を認めなかった。争点⑤について、Xは、本件取引には「断定的判断の提供」「不実告知」「不利益事実の不告知」がそれぞれ行われた可能性があるから、消費者契約法

4条1項1号2号、同条2項に基づき取り消される旨主張したが、D店長が上記発言をした事実が認められないとして、同法4条1項1号2号、同条2項に基づく取り消しを求めなかった。争点⑥については、Xは、別紙取引一覧表12の商品は特定商取引法2条1項1号にいう営業所等以外の場所において取引が行われた可能性が高い等の理由により、同取引についてクーリングオフにより契約を解除する旨主張したが、同取引が行われた展示会場は「一定の期間にわたり、商品を陳列し、当該商品を販売する場所であって、店舗に類するもの」(特定商取引法施行規則1条4号)として「営業所等」(特定商取引法2条1項1号)に該当すると認められるとして、クーリングオフを認めなかった。

3. 判旨

一部認容・一部棄却

(1) 争点②について

「認定した本件取引の対象となった商品の分量、回数、期間、(略)認定した本件取引当時のXの年齢、収入といった生活状況等に照らすと、客観的に見れば、本件取引は、Xにとって、その生活に通常必要とされる分量を著しく超えた過大な取引であったと認められる。

(略)もっとも、売買取引が客観的に買主にとってその生活に通常必要とされる分量を著しく超えた過大なものであったからといって、当該取引が当然に公序良俗違反ないし売主の買主に対する不法行為を構成するものではない。売主であるYにおいて、本件取引が買主であるXにとってその生活に通常必要とされる分量を著しく超えた過大な取引であるのに、Xの判断能力が低下して自由な意思決定ができないがために、Yの勧誘に応じており、これにYが乗じているなど、その勧誘行為の態様に著しい不当性がある場合に、公序良俗に反し無効とされ、同勧誘行為が不法行為上も違法と評価されるものと解される。」

「Yにおいて宝飾品を売る場合、顧客がコーディネーターと呼ばれる担当者と共に商品を見て回り、気に入った商品を担当者が持つトレイに入れておき、その後、トレイに入った商品について、商談スペースにおいて値引き交渉などをして購入するかどうかを決め、支払方法を現金、クレジットカード決済、信販会社を通じた分割払から選択した上で、契約書を作成し、支払が完了すれば商品の引渡しを受けるという流れとなっていたこと(略)、Xが、平成27年2月4日、クレジットの申込書をYに提出したが、年収について、厚生年金及び企業年金で合計500万円の税込年収がある旨申告したこと(略)、Y代表者は、サロンに来るXに対して声をかけるなどして契約状

況を把握していたとみられること(Y代表者)などからすると、Yは、Xの本件取引の状況を把握しており、本件取引が、高齢のXにとって、その生活に通常必要とされる分量を著しく超えた過大な取引であることを認識していたと認められる。」

「Xの本件取引当時の収入や資産状況は、年金収入のある母親と二人で生活するには余裕があり、Xが本件取引により支払不能に陥るとか、その生活が困窮するというような状況にはなく、現に本件取引の間、Xが割賦代金の支払を遅滞したという形跡もない(略)

また、Xの本件取引当時の判断能力について検討すると、①平成28年10月5日に受 けた診察以前の時点におけるXの判断能力を、医学的に直接証することができる証拠 は存在しないが、Xは、アルツハイマー型認知症との診断を受けたものの、平成28年 10月時点の MMSE の結果は29点であり、②同年12月14日及び平成29年11月15日には、 認知症高齢者の日常生活自立度において、ランクⅠ(何らかの認知症を有するが、日 常生活は家庭内及び社会内にほぼ自立している)との判定を受けたにすぎないこと、 ③平成30年8月1日になって、自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要で ある(保佐相当)とされ、その根拠としては、見当識について障害がみられるときが 多い、他人との意思疎通についてできないときもある、社会的手続や公共施設の利用 についてできないときが多い、記憶力について問題が顕著、脳の萎縮または損傷につ いて著しい、長谷川式認知症スケールについて24点、MMSE について27点であった ことが認められる。そうすると、本件取引当時のXの判断能力は、高額な取引をする のに必要な能力としては、ある程度低下していたものの、自由に判断する能力も残さ れていたというべきであり、実際に、Xは、平成26年以降も、値下げ交渉をし、値下 げ後の値段で購入するということもあったと認められること(略)、支払方法や支払 回数についてXが決めていたと認められること、本件取引の対象となっていた宝飾品 は、デザイナーが一つ一つデザインするいわゆる一点ものであったことから、複数の 物を購入することもあり得ることに照らすと、Xが自由に形成された意思に基づいて 本件取引をしたといえる。

そうすると、Yの勧誘行為の態様に著しい不当性があるとは認められないから、本 件取引が公序良俗に反し無効とされ、同勧誘行為が不法行為上も違法と評価される旨 のXの主張は、採用することができない。」

(2) 争点③について

「Xは、消費者契約法の一部を改正する法律(平成28年法律第61号)の施行日である平成29年6月3日以降に契約が成立している別紙取引一覧表1から3までの取引については、同法4条4項の過量な内容の消費者契約に該当し、Yにおいて、当該同種契約の目的となるものの分量等と当該消費者契約の目的となるものの分量等とを合算

した分量等がXにとっての通常の分量等を著しく超えるものであることを知っていた ことも明らかであるから、同条項に基づき取り消される旨主張する。

平成29年6月3日より前の本件取引は、回数にして合計29回、支払額は合計4664万7141円であり、本件取引当時のXの年齢、収入といった生活状況や、100万円を超える売買取引がそのうち合計18回にも上ることなどにも照らすと、同取引の商品の分量、回数、期間は、既に、Xにとって通常想定される分量を著しく超えた過大な取引であったと認められる。そして、同日以後の本件取引は、同日より前のものと同種の契約であることは明らかであり、Yにおいて、勧誘の際にXの購入履歴を認識していたことも認められる(略)。

したがって、別紙取引一覧表1から3までの取引について消費者契約法4条4項に 基づき取り消される旨のXの上記主張は、採用することができる。

4. 評 釈

判旨に賛成である。

(1) 消費者契約法4条4項に基づく過量販売に対する取消権について

本件は、消費者契約法4条4項に基づき過量販売の取消しを認めた初めての判決である³)。これまで認知症の高齢者その他の合理的な判断をすることができない事情がある消費者に対し、事業者がその事情につけ込んで、不必要な物を大量に購入させるといった消費者被害が多発していたものの、消費者契約法では十分に対処できず、公序良俗違反(民法90条)や不法行為(民法709条)といった一般規定による救済に委ねられてきた実情があった。しかしながらこれらの規定は抽象的であり、どのような場合に意思表示が無効となり損害賠償請求が認められたりするかについて必ずしも明らかではなかった。そこで、消費者契約の特性を踏まえた上で、明確かつ具体的な要件をもって、消費者に意思表示の取消しを認めるべき場合について規定することが適当であることから、平成28年の消費者契約法改正に際し過量販売に対する取消権が新設された⁴)。なお消費者契約法4条4項は前段と後段に分けられる。前段は一つの契約により過量となる場合(いわゆる「次々販売」)を対象としている(取消しが認められる要件については(3)において後述する)。

³⁾ 国民生活センター消費者判例情報評価委員会「高齢者に対する次々販売について消費者契約法による過量販売に該当するとして取消しを認めた事例」ウェブ版国民生活・No.112 (2021年12月)・34頁参照。

⁴⁾ 消費者庁消費者制度課編『逐条解説・消費者契約法 [第4版]』(2019年・商事法務) 189頁、前川直善「過量な内容の消費契約の取消し」現代消費者法 No.34・13頁参照。

(2) 争点②について

Xは、通常の消費者が有するべき判断力や自己を制御する能力等精神的な能力の乏しさ、経済取引上の能力・財産管理能力の不十分さに乗じた取引は、社会通念等に照らせば、一連の取引全体として公序良俗に反して無効であり、また、不法行為を構成するし、仮に一連の取引全体が無効と認められない場合においても、上記の事情に加え、遅くとも平成27年8月19日の取引時点にはYがXの判断能力の低下を認識し、また、Xの年収を認識していたことは疑いないといえることから、同日以降の各取引(別紙取引一覧表1から30まで)については過量販売に当たり、公序良俗に反して無効であり、不法行為を構成すると主張した。

過量販売に該当するか否かを判断するにあたり、本判決は、「本件取引の対象と なった商品の分量、回数、期間 | と「本件取引当時のXの年齢、収入といった生活状 況等 | をその判断材料としている。まず本判決は、本件取引の対象となった商品の分 量、同数、期間について、平成26年5月23日から平成30年2月16日まで合計32回、支 払額合計4840万4813円であり、本件取引の期間における各年の販売回数及び金額に ついて、平成26年は合計5回で合計587万8400円、平成27年は合計9回で合計1019万 0441円、平成28年は合計13回で合計2505万3300円、平成29年は合計4回で合計703万 2672円、平成30年は1回で25万円であると認定している。また平成26年8月21日から 平成29年3月10日まで合計18回の100万円を超える取引があったことも認定している。 次に本件取引当時のXの年齢、収入といった生活状況等について、本判決は、昭和17 年生まれであるXがローンの支払を終えた本件自宅を所有していること、平成26年当 時厚生年金と企業年金の年金収入が合計で約500万円あったこと、同居していた母親 も年金を受給していたこと、平成30年8月当時約3000万円の預貯金を有していたこと を認定している。その上で、本判決は、「認定した本件取引の対象となった商品の分 量、回数、期間、(略) 認定した本件取引当時のXの年齢、収入といった生活状況等 に照らすと、客観的に見れば、本件取引は、Xにとって、その生活に通常必要とされ る分量を著しく超えた過大な取引であったと認められる」として、本件取引が過量販 売に該当することを認めた。

このように本判決は、本件取引が過量販売に該当することを認めたわけであるが、過量販売が公序良俗に反して無効であり、また、不法行為を構成するためには、「売主であるYにおいて、本件取引が買主であるXにとってその生活に通常必要とされる分量を著しく超えた過大な取引であるのに、Xの判断能力が低下して自由な意思決定ができないがために、Yの勧誘に応じており、これにYが乗じているなど、その勧誘行為の態様に著しい不当性がある場合に、公序良俗に反し無効とされ、同勧誘行為が不法行為上も違法と評価されるものと解される」との判断枠組みを示した。このよ

うな判断枠組みは、これまでの判例により形成された判断基準を踏襲したものである 50 。

このような判断枠組みに従い、公序良俗に反する無効や不法行為上の違法性を認め たものとして、以下の2つの事例がある。1つ目は、うつ病にもとづくなげやりな思 考、悲観、思考停止から十分な判断ができず、重要な財産の管理、処分には常に援助 を要すると思われるとの診断を受けていた昭和16年生まれの原告が被告との間で締結 した宝石類の売買契約等が公序良俗に反し無効であるとして不当利得の返還を求めた 事例である。本事例においては、被告の販売態様、特に47回目以降の契約については 高齢者である原告に対し既に税込年収の3倍近い商品を販売したことを認識していた にもかかわらず、税込収入から推測される月収を超える分割金支払を内容とするクレ ジット契約を締結させるため事実と異なる税込年収額等を記載させて契約書を作成さ せ、その後も約1年2か月の間に3000万円を超える額の宝石類を販売するなどしたと して、県の消費生活条例等の規定内容や社会通念に照らして公序良俗に反するとして 請求が一部認容された(以下【判例①】と略称)6)。2つ目は、昭和7年生まれの男 性であり、平成28年12月にアルツハイマー型認知症及び脳血管障害との診断を受け、 平成29年2月に長男を成年後見人とする後見開始の審判を受けた原告が、宝飾品等の 販売を行う被告に対し、被告が平成21年2月から平成28年3月までの間にかけて、判 断能力が低下した高齢者である原告に、過量かつ不必要な宝飾品、衣類等を繰り返し て販売したとして、不法行為に基づく損害賠償を求めた事例である。本事例において は、被告が原告の判断能力が相当程度低下している事実を認識し又は容易に認識し得 たと認められる平成25年12月以降も原告との取引を中断せず、取引を継続したこと が、社会通念上許容されない態様で原告の利益を侵害したものとして不法行為法上違 法と評価されるべきであるとした上で、長男ら親族に相談するなどして自ら取引を中 止する余地もあった原告及び平成25年12月以降の本件取引の継続による損害の拡大を 阻止することができる立場にあった長男の落ち度につき、被害者側の過失割合を3割 として過失相殺を行い請求が一部認容された(以下【判例②】と略称)⁷⁾。

以下、本件における過量販売が公序良俗に反し無効とされ不法行為上も違法と評価されるかについて、①Yの勧誘行為の態様、②過量取引についてのYの認識、③本件取引当時のXの判断能力の順序で、【判例①】【判例②】と比較しつつ検討する。

⁵⁾ 国民生活センター消費者判例情報評価委員会・前掲註(3)・34頁参照。

⁶⁾ 津地判平成26年9月29日・消費者法ニュース102号・341頁。

⁷⁾ 東京地判令和2年1月29日・判時2503号・33頁。国民生活センター消費者判例情報評価委員会「高齢者 に対する次々販売について販売業者に不法行為責任を認めた事例」ウェブ版国民生活・No.106(2021年6月)・31頁以下参照。

①Yの勧誘行為の態様について、本件においては、宝飾品を販売する場合、顧客が コーディネーターと呼ばれる担当者と共に商品を見て回り、気に入った商品を担当者 が持つトレイに入れておき、その後、トレイに入った商品について、商談スペースに おいて値引き交渉などをして購入するかどうかを決め、支払方法を現金、クレジット カード決済、信販会社を通じた分割払から選択した上で、契約書を作成し、支払が完 了すれば商品の引渡しを受けるという流れとなっていたことが認定された。このよう な認定事実に基づき、本判決は、「Yの勧誘行為の態様に著しい不当性があるとは認 められない」として、勧誘行為の態様について著しい不当性を認めなかった。なお 【判例①】の勧誘行為の態様は、資産状況について確たる裏付けのないままに、税込 年収(年金を含む)から推測される月収を超える分割金の支払を内容とするクレジッ ト契約を締結させるため事実とは異なる税込年収額及び年金額を記載させて契約書を 作成させただけでなく、その後も、電話で執拗に毎週のように開催される様々な展示 会等に誘うなどとするものであった。【判例②】の勧誘行為の態様は、原告とは約40 年来の知人である被告従業員が勤務する店舗を度々訪れて商品を購入するものであ り、「直ちに社会通念上許容されない態様で原告の利益を害する違法なものであった ということはできないと解される」とされた⁸⁾。本件におけるYの勧誘行為の態様は、 【判例①】における勧誘行為と比較した場合、ごく一般的な勧誘行為であるといえ著 しく不当であるとまでは考えにくい。それゆえYの勧誘行為の態様について「著しい 不当性があるとは認められない」とした本判決の立場を支持する。

②過量取引についてのYの認識について、Yが宝飾品を販売する場合の契約の流れ、平成27年2月4日にXが提出したクレジットの申込書において年収について厚生年金及び企業年金で合計500万円の税込年収がある旨申告したこと、Y代表者がサロンに来るXに対して声をかけるなどして契約状況を把握していたとみられることなどから、本判決は、「Yは、Xの本件取引の状況を把握しており、本件取引が、高齢のXにとって、その生活に通常必要とされる分量を著しく超えた過大な取引であることを認識していた」としてYが過量取引であることを認識していたことを認めた。なお【判例①】においては、被告が原告の年収を十分認識し得た上で、税込年収の3倍近い商品を販売していたことから過量取引を認識していたことが認められた。【判例②】においても、取引対象となった商品の種類、分量、回数、期間の事実やXの生活状況

⁸⁾ ただし【判例②】においては、被告は「生活に通常必要とされる分量を著しく超えた過大な取引であることを認識していたのであるから(略)、遅くとも、原告の判断能力が相当程度低下している事実を認識し、又は容易に認識し得たと認められる平成25年12月時点では、事業者である被告は、社会通念に照らし、信義則上、Xとの本件取引を一旦中断すべき注意義務を負っていた」として、平成25年12月以降の取引について不法行為法上の違法性が認められた。

等を認識していたことから過量取引を認識していたと優に推認することができるとして、過量取引を認識していたことが認められた。Y代表者がXの契約状況を把握していたとみられることなどからYが過量取引であることを認識していたとする本判決について、本件認定事実の下では異論はない。

③本件取引当時のXの判断能力について、アルツハイマー型認知症との診断を受 けたものの、⑦平成28年10月時点のXの MMSE の結果は29点であったこと、①同年 12月14日及び平成29年11月15日に、認知症高齢者の日常生活自立度においてランク I (何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会内にほぼ自立している) と の判定を受けたにすぎないこと、③平成30年8月1日になって、自己の財産を管理・ 処分するには、常に援助が必要である(保佐相当)とされたが、その根拠が見当識に ついて障害がみられるときが多い、他人との意思疎通についてできないときもある等 であったこと、長谷川式認知症スケールの結果が24点、MMSE の結果が27点であっ たことから、本判決は、「本件取引当時のXの判断能力は、高額な取引をするのに必 要な能力としては、ある程度低下していたものの、自由に判断する能力も残されてい たというべきであり |、「自由に形成された意思に基づいて本件取引をしたといえる | と判示した。なお【判例①】においては、原告の判断能力について、精神科へうつ病 治療のため通院しており、「表面的な疎通はよく、記銘力にも問題はないが、うつ病 にもとづくなげやりな思考、悲観、思考停止から十分な判断ができず、重要な財産の 管理、処分には常に援助を要すると思われる | などと診断されていたことのみが認定 された。【判例②】においては、取引当時の判断能力について、平成28年12月にはか なりの脳萎縮が見られアルツハイマー型認知症とされ、自己の財産を管理・処分する ことができない(後見相当)との診断を受けたこと、同年9月に実施された改訂長谷 川式簡易知能評価スケールの結果が14点であり認知症の疑いがあるものとされる20点 を下回り中等度の認知機能の低下を示していたこと、同月に実施された MMSE の結 果が14点であり、認知症の疑いがあるものとされる23点を下回り、中等度又はやや高 度の認知機能の低下を示していたことが認定された。本件におけるXの判断能力は、 MMSE の結果等から見れば【判例②】における原告の判断能力と比べると、本判決 が指摘するように「高額な取引をするのに必要な能力としては、ある程度低下してい たものの、自由に判断する能力も残されていた」ともいえる。そのため、Yが過量取 引であることを認識していたことを認めつつも、本判決は「Yの勧誘行為の態様に著 しい不当性があるとは認められないから、本件取引が公序良俗に反し無効とされ、同 勧誘行為が不法行為上も違法と評価される旨のXの主張は、採用することができな い」と判示し、公序良俗に反する無効と不法行為上の違法性を認めなかった。

なお【判例②】における取引期間は平成21年2月から平成28年3月であり、平成28

年9月に実施された原告の改訂長谷川式簡易知能評価スケールの結果は14点、MMSE の結果も14点であり、平成28年12月に「アルツハイマー型認知症 | 及び「脳血管障 害」との診断を受けていた。【判例②】は、「アルツハイマー型認知症は、その経過 として、MMSE が1年間当たり3.3点ないし3.4点ずつ減少するとされ」「それを前提 に計算すると、平成28年9月時点で14点であったXのMMSEは、平成25年12月頃に は、認知症の疑いがあるものとされる23点程度に低下していた蓋然性が高く、同月当 時、Xが認知症であったと断定できるかどうかは別として、Xの判断能力は、高額な 取引をするのに必要な能力という観点からは、既に相当程度低下していたものと認め るのが相当である」として、アルツハイマー型認知症と診断される以前の平成25年12 月以降の取引についても不法行為上の違法性を認め被害者救済を図っている。本件に おいては、平成28年10月に受けたXのMMSEの結果は29点であっため【判例②】の 考え方を採用しても不法行為上違法とされたとは考えにくい。しかしながら、MMSE が1年間当たり3.3点ないし3.4点ずつ減少する点に着目し、アルツハイマー型認知症 と診断される以前の平成25年12月以降の取引についても不法行為上の違法性を認めた 【判例②】については、今後の同種の事案における被害者救済の途を開いた点で評価 できる。

(3) 争点③について

Xは、消費者契約法の一部を改正する法律(平成28年法律第61号)の施行日である 平成29年6月3日以降に契約が成立している別紙取引一覧表1から3までの取引については、同法4条4項の過量な内容の消費者契約に該当し、Yにおいて、当該同種契約の目的となるものの分量等と当該消費者契約の目的となるものの分量等とを合算した分量等がXにとっての通常の分量等を著しく超えるものであることを知っていたことも明らかであるから、同条同項に基づき取り消されると主張した。

上述のように消費者契約法4条4項は前段と後段に分けられる。以下各々の要件を確認しつつ、本件取引が消費者契約法4条4項の要件を充足するかについて検討する。

まず消費者契約法4条4項前段に基づき取消しが認められるための要件は、①消費者契約の目的となるものの分量等(分量、回数又は期間)が、当該消費者にとっての通常の分量等を著しく超えること(過量性)、②事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、上記①を知っていたこと(勧誘に際しての事業者の認識)、③事業者による上記②の勧誘により、消費者が契約締結の意思表示をしたこと(勧誘と意思表示との因果関係)である⁹⁾。また消費者契約法4条4項後段に基づき取消しが認

⁹⁾ 須藤希祥「改正消費者契約法 4 条 4 項の解釈について | NBL · No.1086 · 21 頁参照。

められるための要件は、①消費者が既に締結していた同種契約の目的となるものの分量等と当該消費者契約の目的となるものの分量等とを合算した分量等が当該消費者にとっての通常の分量等を著しく超えること(過量性)、②事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、上記①を知っていたこと(勧誘に際しての事業者の認識)、③事業者による上記②の勧誘により、消費者が契約締結の意思表示をしたこと(勧誘と意思表示との因果関係)である¹⁰。

消費者契約法4条4項前段と後段とで異なる要件は①の過量性である。消費者契約法4条4項前段については、消費者契約の目的となるものの分量等が「当該消費者にとっての通常の分量等」を「著しく超えること」が要件とされる。本件は消費者契約法4条4項後段が適用された事案であるが、消費者契約法4条4項後段については、消費者が既に締結していた同種契約の目的となるものの分量等(本件においては消費者契約法4条4項の施行日である平成29年6月3日以前の本件取引の分量等)と当該消費者契約の目的となるものの分量等(本件においては平成29年6月3日以降の本件取引の分量等)とを合算した分量等が「当該消費者にとっての通常の分量等」を「著しく超えること」が要件とされる。

① 過量性について

消費者契約法4条4項が適用されるためには、まず、消費者契約の目的となるものの分量等が、「当該消費者にとっての通常の分量等」を「著しく超えるもの」であることが必要である。当該消費者にとっての通常の分量等とは、「消費者契約の目的となるものの内容及び取引条件並びに事業者がその締結について勧誘をする際の消費者の生活の状況及びこれについての当該消費者の認識に照らして当該消費者契約の目的となるものの分量等として通常想定される分量等」であり、この分量等がどの程度のものかについては、⑦消費者契約の目的となるものの内容、①消費者契約の目的となるものの取引条件、⑦事業者がその締結について勧誘をする際の消費者の生活の状況、①生活の状況についての当該消費者の認識という4つの要素を総合的に考慮した上で、一般的・平均的な消費者を基準として、社会通念を基に規範的に判断される11)。どの程度の分量等が当該消費者にとっての通常の分量等を「著しく超える」のかについても、上記⑦~④の4つの要素を考慮した上で、一般的・平均的な消費者を基準として、社会通念を基に規範的に判断される12)。

まず消費者契約法4条4項の施行日である平成29年6月3日以前の本件取引の過量

¹⁰⁾ 須藤·前掲註(9)·21頁参照。

¹¹⁾ 消費者庁消費者制度課編·前掲註(4)·191頁参照。

¹²⁾ 消費者庁消費者制度課編·前掲註(4)·194頁参照。

性について検討する。⑦消費者契約の目的となるものの内容としては、その性質、性 能・機能・効能、重量・大きさ、用途等が考えられる¹³⁾。本件においては、消費者契 約の目的となるものの内容はペンダントやネックレス等の宝飾品であった。④消費者 契約の目的となるものの取引条件としては、価格、代金支払時期、景品類提供の有無 等が考えられる14。本件においては、平成29年6月3日以前の消費者契約の目的とな るものの取引条件の1つである価格は、回数にして合計29回、支払額は合計4664万 7141円であり、100万円を超える取引がそのうち合計18回にも上っていた。 砂消費者 の生活の状況については、当該消費者の経済的な生活状況(経済的な余裕の大小)が その典型である150。このほか当該消費者の世帯構成人数、職業、交友関係、趣味・嗜 好、消費性向等の日常的な生活の状況のほか、たまたま友人や親戚が家に遊びに来る とかお世話になった近所の知人にお礼の品を配る目的がある等の一時的な生活の状況 も含まれる¹⁶⁾。本件におけるXの経済的な生活の状況は、本件自宅を所有しており、 平成26年当時厚生年金と企業年金の年金収入が合計で約500万円あり、同居中の母親 も年金を受給しており、平成30年8月当時約3000万円の預貯金を有していた。 (4)生活 の状況についての当該消費者の認識とは、実際に客観的に存在する生活の状況につい ての認識である¹⁷⁾。本件においては、自らの生活状況についてXが認識していたか否 かを本件認定事実からは明確には読み取ることができないが、争点②において平成27 年2月4日にXが提出したクレジットの申込書において年収について厚生年金及び企 業年金で合計500万円の税込年収がある旨申告したことが認定されており、少なくと も年収という経済的な生活状況については認識していたとする解釈が可能である。こ のように⑦から国の要素を充足しているといえるため、一般的・平均的な消費者を基 準とするならば、消費者契約法4条4項の施行日である平成29年6月3日以前の本件 取引については過量性の要件を充足する。

次に消費者契約法4条4項の施行日である平成29年6月3日以降の本件取引の過量性について検討する。平成29年6月3日以前の本件取引と同日以降の本件取引が「同種契約」に該当しなければならない。「同種」であるか否かは、事業者の設定した区分によるのではなく、その目的となるものの種類、性質、用途等に照らして、別の種

¹³⁾ 消費者庁消費者制度課編·前掲註(4)·192頁参照。

¹⁴⁾ 消費者庁消費者制度課編・前掲註(4)・192頁参照。

¹⁵⁾ 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編『コンメンタール消費者契約法-2016年・2018年年改正〔第 2 版増補版補巻〕』(2019年・商事法務)128頁参照。

¹⁶⁾ 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編·前掲註(5)·128頁、消費者庁消費者制度課編·前掲註(4)·192頁~193頁参照。

¹⁷⁾ 消費者庁消費者制度課編·前掲註(4)·193頁参照。

類のものとして並行して給付を受けることが通常行われているかどうかによって判断される。消費者が新たに締結した消費者契約の目的となるものの分量等だけでなく、既に締結していた同種契約の目的となるものの分量等を合算した上で過量性が判断される。なお、この場合、取消しの対象となるのは、既に締結していた同種契約ではなく消費者が新たに締結した消費者契約に係る意思表示である¹⁸⁾。平成29年6月3日以前の取引の目的となるものも同日以降の取引の目的となるものもいずれもペンダントやネックレス等の宝飾品であった。ペンダントやネックレスは、厳密には異なる物品であるが、その種類、性質、用途等に照らして実質的に考えると、いずれも身を飾るための装身具という点においては同じ種類に属する物品であるから、それらが大量に販売されるような事案においては「同種」性を肯定してよいと考えられる¹⁹⁾。それゆえ同日以前の本件取引と同日以降の本件取引は「同種契約」に該当する。

本件取引は、平成26年5月23日から平成30年2月16日まで合計32回、支払金額合計4840万4813円であり、平成29年6月3日以前の本件取引については合計29回、支払額合計4664万7141円であるため、平成29年6月3日以降の本件取引については、合計3回、支払額合計175万7672円である。平成29年6月3日以降の本件取引については、回数や金額だけを見れば過量であるとはいえない余地もある。しかしながら消費者契約法4条4項後段の過量性については、平成29年6月3日以前の本件取引の分量等と同日以降の本件取引の分量等を「合算」した上で過量性が判断される。そもそも争点②において、本件取引が過量取引に該当するとされているため、平成29年6月3日以前の本件取引の分量等と同日以降の本件取引の分量等を「合算」した場合には過量性の要件を充足するとの解釈が可能である。

② 勧誘に際しての事業者の認識

消費者契約法4条4項が適用されるためには、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者契約が過量な内容の消費者契約に該当することを「知っていたこと」が必要となる。消費者契約法4条4項の「勧誘」とは、過量な内容の消費者契約の締結についての勧誘を意味する。過量性は、一般的・平均的な消費者を基準とした規範的な評価であるところ、これを「知っていた」というのは、その評価の基礎となる事実の認識があったことを指す。したがって、事業者が基礎となる事実は全て認識した上でその評価を誤ったとしても、過量であることを「知らなかった」ことにはならない²⁰。勧誘に際してのYの認識についても、争点②において「本

¹⁸⁾ 消費者庁消費者制度課編·前掲註(4)·194頁参照。

¹⁹⁾ 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編・前掲註(15)・132頁参照。

消費者庁消費者制度課編·前掲註(4)·195頁~196頁参照。

件取引が、高齢のXにとって、その生活に通常必要とされる分量を著しく超えた過大な取引であることを認識していた」ことを認めているため、本要件を充足する。

③ 勧誘と意思表示との因果関係

消費者契約法 4 条 4 項が適用されるためには、事業者の行為(過量性を知りながら勧誘をすること)と消費者の契約締結の意思表示との間に因果関係が存在しなければならない。事業者が、過量な内容の消費者契約に該当することを知りながら契約締結について勧誘したとしても、それによって消費者が契約締結の意思表示をしなければ、合理的な判断をすることができない事情があることを事業者が利用して過量な内容の消費者契約を締結させたとはいえないからである 21 0。本件において、Yは本件取引が過量販売に該当することを認識しており、それを認識していたにもかかわらず勧誘を継続した結果、平成 29 年6月3日以降も 21 1と継続しているため、勧誘と意思表示との間に因果関係があるといえる。

本判決は「平成29年6月3日より前の本件取引は、回数にして合計29回、支払額は合計4664万7141円であり、本件取引当時のXの年齢、収入といった生活状況や、100万円を超える売買取引がそのうち合計18回にも上ることなどにも照らすと、同取引の商品の分量、回数、期間は、既に、Xにとって通常想定される分量を著しく超えた過大な取引であったと認められる。そして、同日以後の本件取引は、同日より前のものと同種の契約であることは明らかであり、Yにおいて、勧誘の際にXの購入履歴を認識していたことも認められる」として、平成29年6月3日以降の別紙取引一覧表1から3までの取引について、消費者契約法4条4項に基づき取消しを認めた。このように本件においては消費者契約法4条4項後段に基づく取消しが認められたわけであるが、上述のように同条同項に基づく取消しの要件を充足していると考えることができるため妥当な判断であると考える。

5. おわりに

以上、本件について過量販売に係る争点である争点②および争点③に焦点を絞り検討してきた。本件において、消費者契約法4条4項に基づき過量販売の取消しを認めた初めての判決であるが、取消しが認められた3件の取引の対象は100万未満の少額の宝飾品であり、その支払額合計は175万7672円であった。このように本件においては本件取引自体の支払総額から見れば微々たる部分しか取消しが認められなかったが、この点については消費者契約法4条4項の施行日が平成29年6月3日であったた

消費者庁消費者制度課編·前掲註(4)·198頁~199頁参照。

めやむを得ないであろう。なお本件においては、本件取引について公序良俗違反による無効であるとの主張も、不法行為が成立するとの主張も認められなかったが、これも本件において認定されたXの判断能力等に照らすとやむを得ない判断であったといえる。しかしながら【判例②】においては、原告の判断能力を認定する際に、MMSEが1年間当たり3.3点ないし3.4点ずつ減少する点に着目し、アルツハイマー型認知症と診断される以前の取引についても不法行為上の違法性が認められている。今後、認知症と明確に判断される以前の高齢者の消費者被害の救済の場面において、このような判断手法が活用されることが期待される 22 。

補遺

本稿は令和 4 年 7 月 16日、オンライン開催された第715回九州大学産業法研究会の報告原稿を加筆・修正したものである。

²²⁾ 松本恒雄「高齢者と消費者保護―消費者法のユニバーサルデザイン」NBL No.1224・38頁、小田典靖・消費者法ニュース128号・23~24頁参照。